

鹿角市告示第66号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

随意契約した内容（契約公表）

（1）契約に係る役務の名称、契約期間、契約金額

業務名	契約期間	契約金額
桜山地区公園管理業務	平成30年4月21日～平成30年11月30日	779,328円
鹿角市都市公園管理業務	平成30年4月21日～平成30年11月30日	1,207,100円
米代川河川公園草刈清掃業務	平成30年4月21日～平成30年11月30日	905,450円
狐崎1号緑地公園管理業務	平成30年7月1日～平成30年9月30日	62,000円

（2）契約相手方の名称

公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター

（3）契約を締結した日

平成30年4月20日

（4）契約の相手方とした理由

- 1 本市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。
- 2 臨時的かつ短期的な職業を希望する高齢者のための就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行なっていること。

上記条件を満たしている者が当該団体のみであるため。

また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者就業機会の確保と社会参加を促進することができるため。

平成30年5月7日

鹿角市長 児玉 一